

宿泊事業の消防法令適合通知書の申請手続き確認事項

1. 業態の決定

当該申請を行う前に、保健所と調整し「住宅宿泊事業法」(届出住宅)に係る事業を行うのか、「旅館業法」に係る事業を行うのかを決定し、申請して下さい。

1. 提出書類

	必要書類	確認
1	消防法令適合通知書交付申請書 ※所在地については、『-』を使用せず『〇丁目〇番〇号』や『〇〇番地』を記載してください。 ・旅館業法による申請・・・様式第7号 ・住宅宿泊事業法(届出住宅)による申請・・・様式第8号	
2	付近見取り図 ※使用する地図の指定はありません。建物が確認でき、県道や目標となる建物等を記載してください。	
3	平面図 ※建物すべての階の平面図。消防用設備等の配置図との併用可	
4	消防用設備等配置図 ※消火器などの消防用設備等が設置されている位置を記載してください。	
5	消防用設備等検査済証の写し※申請と同一時期に、届出を行う設備については不要です。	
6	建物の所有権が確認できる書類 ※登記簿や建築確認済証など	
7	宿泊事業に関する承諾書 ※任意様式 ※申請者と建物所有者が同一のときは不要です。 ※申請者が、当該建物で宿泊事業を営むことを、建物所有者が承諾していることを証明できる書類。 (契約書等でも可)	
8	防火管理者選任届(鑑文)の写し ※防火管理者の選任義務がなければ不要です。 ※特定用途防火対象物は、建物全体の収容人員が30名以上(6項口の部分があるときは10名以上)から選任義務が発生します。(ホテル、旅館、宿泊所などは、5項イとなります。) ※消防に受理された届出書(鑑文)の写し	
9	消防計画作成届出書(鑑文)の写し ※防火管理者の選任義務がなければ不要です。 ※消防に受理された届出書(鑑文)の写し	
10	消防用設備等点検結果報告書(鑑文)の写し ※消防用設備等を設置して6ヶ月以内であれば添付不要です。 ※建物内の消防用設備等がすべて点検されており、不備がない又は改修されていること。 ※消防法に基づき、6ヶ月毎に機器点検、1年毎に総合点検を行う必要があります。	

※1部を提出して下さい。

※消防法令に適合していると確認後、消防法令適合通知書を交付いたします。

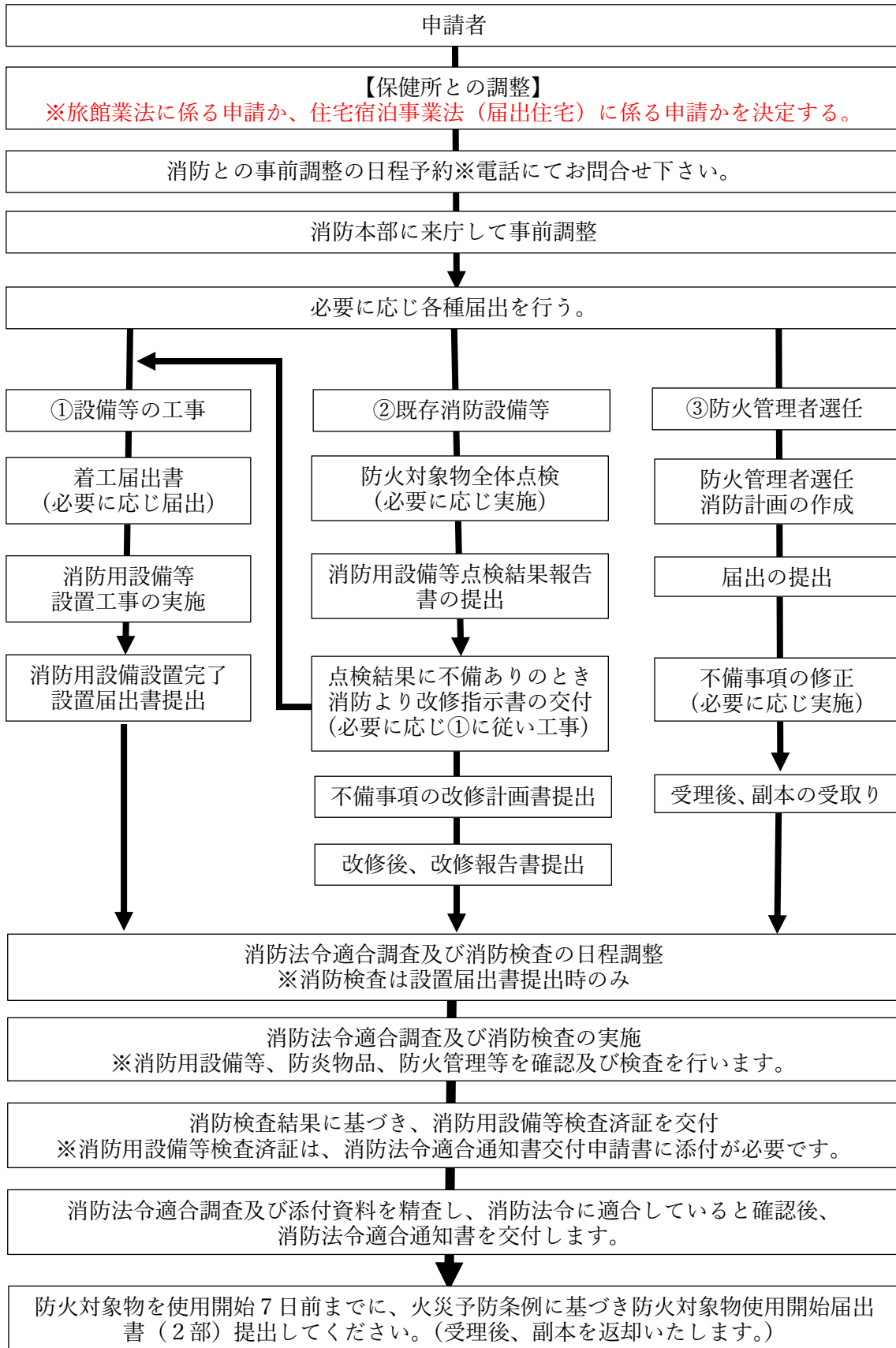
2. 建物の確認事項

1	災害時の避難行動等の案内図等 ※従業員等の不在時に備え、災害等が発生したときの対応及び避難所の地図や連絡先などを記載した案内図等を、利用者が容易に確認できる室内の場所へ掲示してください。
2	避難経路の確認 ※避難経路が適切に維持管理されていること。
3	収容人員の算定 ※収容人員： 名(内訳 従業員 名、宿泊者 名、その他 名)
4	防災物品の使用状況(□すべて防災製品、□規制対象物品は設置しない) ※カーテン、絨毯などはすべて防災物品を使用しなければなりません。 ※防災物品はすべて設置した状態で検査を実施します。 ※カーテン等を設置しないときは、カーテンレール等はすべて撤去してください。
5	防火管理、火気使用、電気設備等の状況 ※火災にならないように適切に管理していること。

※注意事項

①消防法令適合通知書は旅館業法に係るものと住宅宿泊事業法に係るものと2種類あります。必要な書類を提出先にご確認ください。

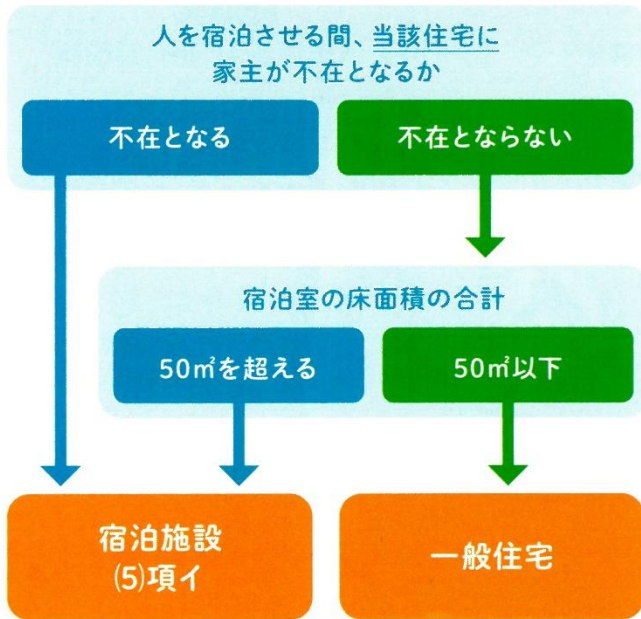
消防法令適合通知書交付手続きの流れ



民泊の消防法令上の用途について

住宅を活用して民泊を営む場合、宿泊室の床面積や家主(住宅宿泊事業者等)の居住の有無等の火災危険性に応じて消防法令上の用途が判定されます。
判定された用途によって、必要となる消防用設備等が異なります。

一戸建て住宅で民泊を行う場合



※右ページ
宿泊施設(5)項イの欄へ

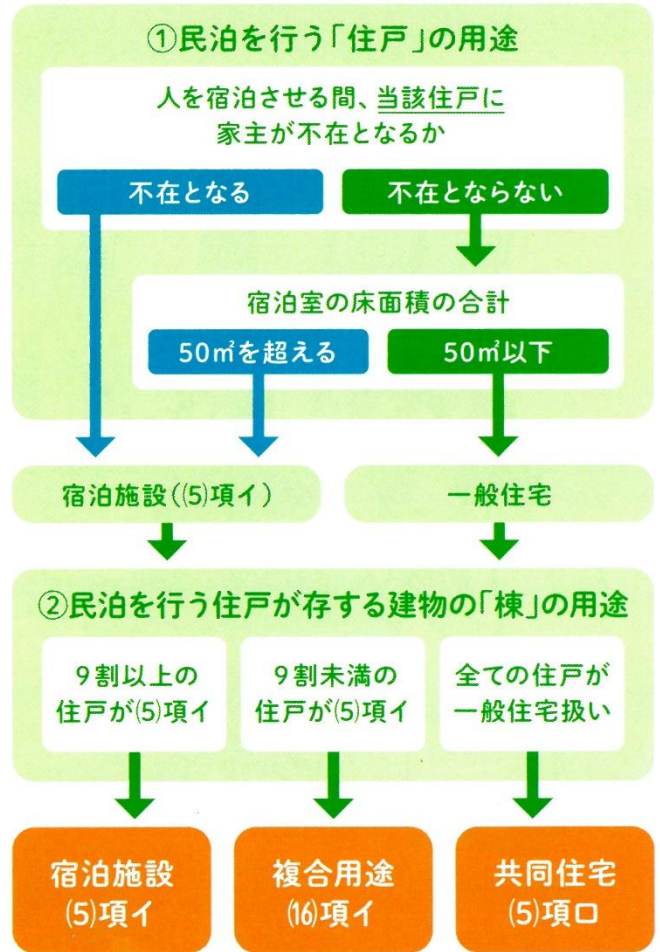
※右ページ一般住宅の欄へ

消防法令上の用途は、消防法施行令
別表第1で定められています。

- ・ 宿泊施設であれば(5)項イ
- ・ 共同住宅等であれば(5)項ロ
- ・ 複合用途防火対象物であれば(16)項イ
となります。

共同住宅で民泊を行う場合

「住戸」の用途を元に「棟」の用途が決まります。



※右ページ
宿泊施設
(5)項イの欄へ

※右ページ
複合用途
(16)項イの欄へ

※右ページ
共同住宅
(5)項ロの欄へ

- ※ 宿泊室の面積とは、民泊を営む住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室」の床面積の合計をいいます。
- ※ 家主の居住/不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟(建物)単位、共同住宅等の場合は住戸単位で行います。

※関係通知:

「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて(通知)」(平成29年10月27日付け消防予第330号)
「住宅宿泊事業法等に係る執務資料の送付について(通知)」(平成30年1月9日付け消防予第2号)

- ※ 消防法令上の用途の取扱いについては、予め管轄消防署に確認してください。また、上記の取扱いは、住宅宿泊事業法に基づく民泊のほか、住宅において宿泊施設を営むものについて適用されることがあります。その際、必要に応じて消防署等に関係資料の提出を求められることがあります。

消防法による主な対応について

下表は、消防法で求められる主な対応を整理したものです。既に設置されている消防用設備等については重複して設置する必要はありませんが、建物の規模や形状等によっては、他の対応が求められる場合や各自治体による条例等が定められている場合もあるので、詳細は建物の管轄消防署に確認する必要があります。

建物の用途	一般住宅	共同住宅	宿泊施設	複合用途
		(5)項ロ	(5)項イ	(16)項イ (5)項イ及びロ)
消火器	—	①延べ面積150㎡以上のもの、 ②地階・無窓階・3階以上の階 で床面積が50㎡以上のもの	同左	同左 (①については、(5)項イ及びロのそれぞれの面積で判断)
自動火災報知設備	—	延べ面積500㎡以上のもの等	全てのもの(※1)	・延べ面積300㎡未満のもの((5)項イ部分のみ)(※1) ・延べ面積300㎡以上のもの((5)項イ部分が全体の10%以下の場合は(5)項イ部分のみ)(※2)等
住宅用火災警報器	寝室等に設置	自動火災報知設備があれば不要	—	自動火災報知設備があれば不要
誘導灯	—	地階・無窓階・11階以上の階	全てのもの	全てのもの(※3)
スプリンクラー設備	—	11階以上の階	・11階以上のもの(※4) ・延べ面積6000㎡以上のもの等	・11階以上のもの(※4) ・(5)項イ部分が3000㎡以上のもの等
消防用設備等の点検報告	—	点検が年2回 報告が3年に1回	点検が年2回 報告が年1回	同左
防火管理 (防火管理者の選任・ 消防計画の作成等)	—	建物全体の収容人員が 50人以上のもの	建物全体の収容人員が 30人以上のもの	同左
防災物品の使用 (カーテン・じゅうたん等)	—	高さ31mを超えるのもの	全てのもの	・高さ31mを超えるもの ・(5)項イ部分

※1 延べ面積が300㎡未満の場合、**特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)**の設置が可能です。(原則として、2階建て以下のものに限ります。)なお、建物の状況によっては、廊下等の共用部で警報音が発せられるように感知器の設置を指導される場合があります。(※2も同様)

※2 建物の延べ面積が300㎡以上500㎡未満の場合であって、民泊部分の合計が建物面積の10%以下の場合や10%を超えかつ300㎡未満の場合は、**特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)**の設置が可能です。(原則として、2階建て以下のものに限ります。)

※3 消防法施行規則第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区画を有する場合は、原則として、10階以下の民泊が存する階以外の階の誘導灯が免除されます。

※4 消防法施行規則第13条第1項第1号の2(5)項イの場合は同条第2項)に規定する区画を有する場合は、原則として、10階以下のスプリンクラー設備が免除されます。

注) 上記以外の詳細な内容については消防庁ホームページを参照してください。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html



火災を感知して別の部屋に知らせます



「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは

通常の自動火災報知設備のように受信機(本体)、感知器(センサー)、音響装置(ベル)等を設置して配線で接続する方式のほか、次の特長を有する無線式の連動型警報機能付感知器を設置する方式があります。

特長

- 電池式の感知器は、**電源の配線工事が不要**です。
- 感知器同士が無線通信を行うものは、感知器間の**配線工事が不要**です。
- 感知器自体が警報音を発するため、**音響装置の設置が不要**です。
- 全ての感知器が連動して警報音を発する場合、**受信機の設置が不要**です。
- 受信機や中継器を設置せず、感知器のみの場合、**工事には消防設備士の資格が不要**で、**工事に着手する前の届出も不要**です。(設置工事完了後の届出は必要です。)

注意

- 電波環境等によっては、感知器同士の無線通信ができず、無線式の連動型警報機能付感知器を設置する方式を利用できない場合があります。
- 建物階数等によって設置できない場合があります。
- 連動型住宅用火災警報器は感知性能等が異なりますので、特定小規模施設用自動火災報知設備として使用することはできません。

※ご自身で消防用設備を設置する場合、右のリーフレットを参照してください。
 (URL https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku_leaf_setubi.pdf)



消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

うるま市消防長 様

申請者

住 所

氏 名

下記の防火対象物施設について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 申請理由区分
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更届出
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条規定による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - キ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可

整理番号		交付番号	
受理年月日		交付年月日	

- 備考
- 1 申請者が法人の場合は、その名称及び代表者氏名を記入すること。
 - 2 「申請理由区分」は、該当する事項に○をすること。
 - 3 許可又は登録若しくは指定等に係る申請書の写し、関係部分の建築図面の写し、その他必要な資料を添付すること。

消防法令適合通知書交付申請書（届出住宅）

年 月 日

うるま市消防長 様

申請者
住所
氏名
連絡先

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称

2 所在地

3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (㎡)	届出住宅部分の床面積 (㎡)	宿泊室 (宿泊者の就寝の用に供する室) の床面積の合計 (㎡)

(2) その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第 11 条第 1 項第 2 号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない。

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 3 条第 1 項の規定による届出
 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 3 条第 4 項の規定による届出

※受付欄

※経過欄

備考 1 該当する場合は、□にチェックを入れること。

2 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 3 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

3 ※印の欄は、記入しないこと。